

議第14号

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例について

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

奥飛騨栃尾生涯学習館を廃止するため改正しようとする。

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例

高山市公民館設置条例（昭和36年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）									
名称					位置					名称					位置				
岩滝公民館の項～上宝公民館の項（略）										岩滝公民館の項～上宝公民館の項（略）									
奥飛騨総合文化センター					高山市奥飛騨温泉郷村上1480番地					奥飛騨総合文化センター					高山市奥飛騨温泉郷村上1480番地				
奥飛騨栃尾生涯学習館					高山市奥飛騨温泉郷柏当500番地2														
別表第2（第6条関係）										別表第2（第6条関係）									
名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)	名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30					9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30		
高山市公民館の部～奥飛騨総合文化センターの部（略）										高山市公民館の部～奥飛騨総合文化センターの部（略）									
名称		区分		使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料			名称		区分		使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料		
				9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30					9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30	9:00～12:00	13:00～17:00	18:30～21:30
岩滝公民館の部（略）										岩滝公民館の部（略）									
新宮公民館		会議室		310	410	620	210	210	410	新宮公民館		会議室		310	410	620	210	210	410
奥飛騨栃尾生涯学習館		社会教育室1		210	310	410	100	100	210										
		社会教育室2		310	410	620	210	210	410										
		社会教育室3		210	310	410	100	100	210										
		中会議室		310	410	620	210	210	410										
		柔道場		310	410	620	—	—	—										
体育館		830	1,040	1,250	—	—	—												
備考（略）										備考（略）									

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。